上欄 名称	指定告示	下欄 地方公共団体名
旧歌棄佐藤家漁場	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	寿都町（北海道）
東京湾要塞跡 猿島砲台跡 千代ヶ崎砲台跡	平成二十七年文部科学省告示第三十八号	横須賀市（神奈川県）
高岡城跡	平成二十七年文部科学省告示第三十八号	高岡市（富山県）
鰐淵寺境内	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	出雲市（島根県）
甲立古墳	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	安芸高田市（広島県）

○文化庁告示第五十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝及び天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月五日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄 名称	指定告示	下欄 地方公共団体名
屏風ケ浦	平成二十八年文部科学省告示第二十八号	銚子市（千葉県）

○文化庁告示第五十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月五日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄 名称	指定告示	下欄 地方公共団体名
オオヨドカワゴロモ自生地	平成二十八年文部科学省告示第二十九号	小林市（宮崎県）

○農林水産省告示第千九百三十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、公益財団法人日本油脂検査協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十八年九月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

変更前の事業所の所在地

東京都中野区本町四丁目十九番十三号

変更後の事業所の所在地

東京都江東区新大橋一丁目八番二号

○農林水産省告示第千九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市上丹生字山崎一一〇一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市上丹生字山崎一一〇二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市高山町字白鷺一二八四、字平谷一三八一、字霜谷一五〇七、字樋谷一五八五・字追分一六五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字白谷一六八七の二（国有林）、一六八七の一・一七五四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字深谷一七八二の四（国有林）、一七八二の三、二〇一六の一、字土引二〇四〇、二〇八四、字柿木平二一三二、字御厩二二三四の一から二二三四の三まで、字庄谷二一七一、字滝谷二二七一の一、二二七一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市南比良字五町山九五七の二、字石林一〇〇二の一、一〇〇四の一、一〇〇八の一、字花ノ尾一〇一五の一、字扇子間一〇一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）